

# 学校等の除染に向けての放射線量の測定実施要領

## 1 目的

現在、福島第一原子力発電所の事故に伴う影響へ対応するため、「吉川市における空気中の放射線量に関する当面の考え方」に基づき、対応してきたところであるが、今後、市として「除染計画」を策定、学校の校庭、保育所の園庭他、市民生活に影響があると考えられる放射線量の高い個所について除染を行う予定である。

そのため、業者委託により月1回行ってきた放射線量の測定については、今後の除染にむけて詳細な放射線量の把握を行うため、市所有の機器(10/7入荷)を用い、下記方法により実施するものである。

## 2 測定箇所

これまで行ってきた測定結果(H=50cm)に基づき、以下の3グループに分けて、順次、敷地内の詳細測定を実施することとする。

ア 何れかの月の測定結果が、 $0.20\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所

永田公園、三輪野江小学校、旧第3保育所、上組中組児童広場、北谷小学校、吉川美南中央公園

イ 何れかの月の測定結果が、 $0.15\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所

東中学校、市民プール、中央中学校、中井沼公園、ワカマツ幼稚園、吉川幼稚園、吉川つばさ保育園、南中学校、第2保育所、青葉保育園、中曽根小学校、

ウ 上記以外の箇所

これまで業者委託により実施してきた箇所、その他の公園、児童広場及び側溝等

## 3 測定順序

上記グループア、イ、ウの順序で実施(日程等表1「測定計画」参照)

## 4 詳細測定の方法(図1、2参照)

ア 小学校校庭及び公園

- ① 20m間隔のメッシュに区切り、メッシュの交点において、地表から50cmの高さにおける空気線量率をシンチレーションカウンター(市所有)を用いて3回測定。
- ② 測定した箇所のうち平均値が $0.19\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所についてはさらに10m間隔メッシュ交点にて3回測定。但し、20m四方の四隅すべてが値を超えた場合は、省略する。
- ③ 10m間隔箇所のうち再度平均値が $0.19\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所についてはさらに5m間隔メッシュ交差点にて3回測定。但し、10m四方の四隅すべてが値を超えた場合は省略する。
- ④ 5m間隔箇所のうち再度 $0.19\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所については、その周辺の状況も再度測定する。

イ 中学校校庭

- ① 30m間隔のメッシュに区切り、メッシュの交点において、地表から50cmの高さにおける空気線量率をシンチレーションカウンター(市所有)を用いて3回測定。
- ② 測定した箇所のうち平均値が $0.19\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所についてはさらに15m間隔メッシュ交点にて3回測定。但し、30m四方の四隅すべてが値を超えた場合は、省略する。
- ③ 15m間隔箇所のうち再度平均値が $0.19\mu\text{ Sv/h}$ (H=50cm)を超えた個所についてはその箇所を中心として5m間隔メッシュを上下左右全9つ切り、それぞれの交差点にて3回測定。但し、15m四方の四隅すべてが値を超えた場合は省略する。

ウ 各保育所園庭(私立保育所も含む)及び児童広場等

① 10m間隔のメッシュに区切り、メッシュの交点において、地表から50cmの高さにおける空気線量率をシンチレーションカウンター(市所有)を用いて3回測定。

なお、児童広場等で比較的面積の小さい箇所(概ね400㎡以下)については、下記②より実施

② 上記ア③以降を同様に実施

エ 側溝、水路等

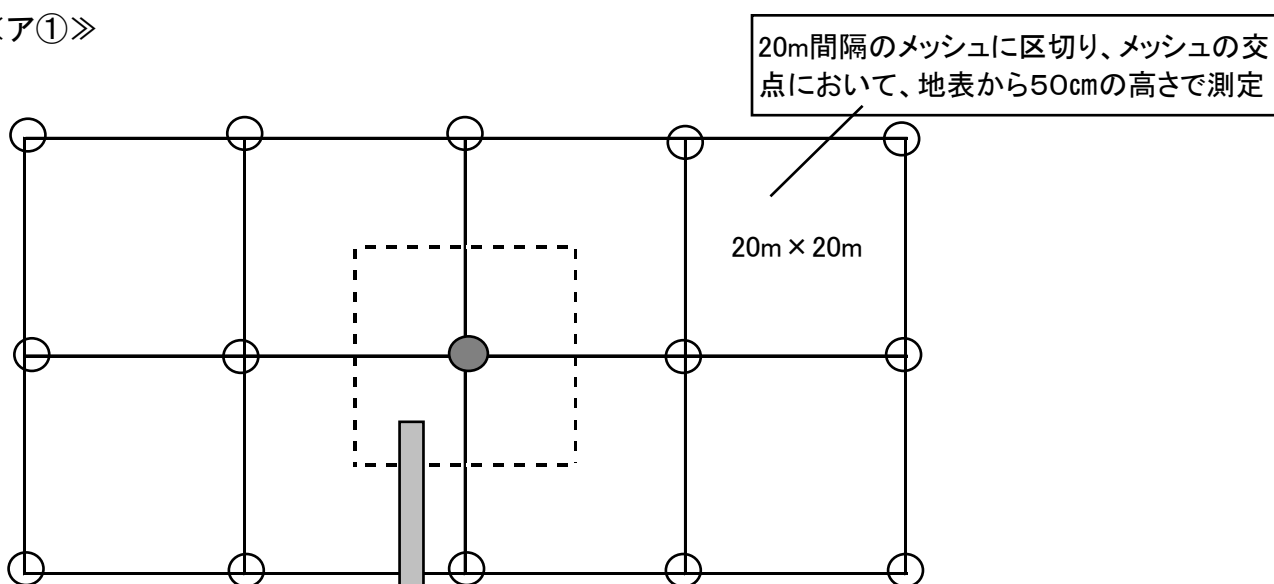
別途、測定方法、測定箇所について定める。

オ その他

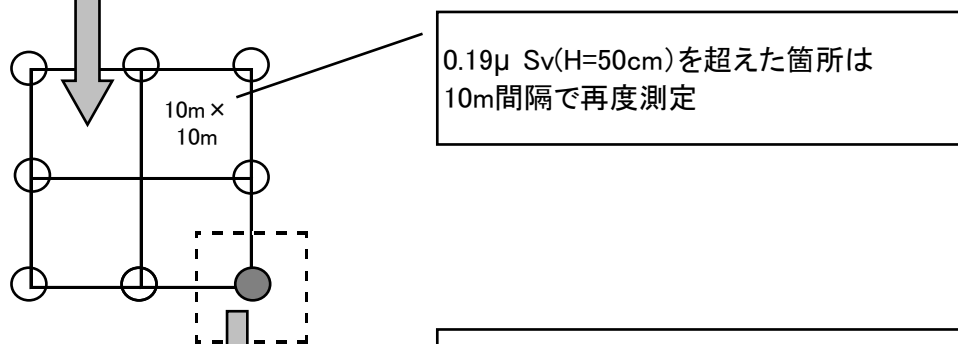
平成23年8月26日付「学校等における放射線測定の手引き」(文部科学省)を参考にして測定する。

図1

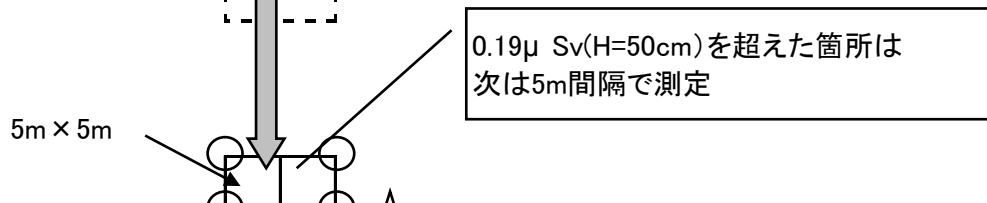
《ア①》



《ア③及びウ②》



《ア③及びウ②》



《ア④及びウ③(☆箇所)》

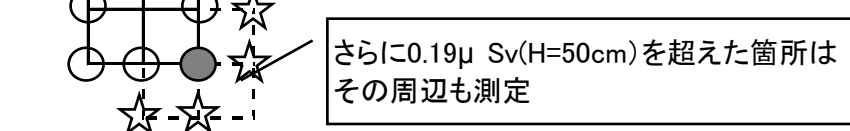
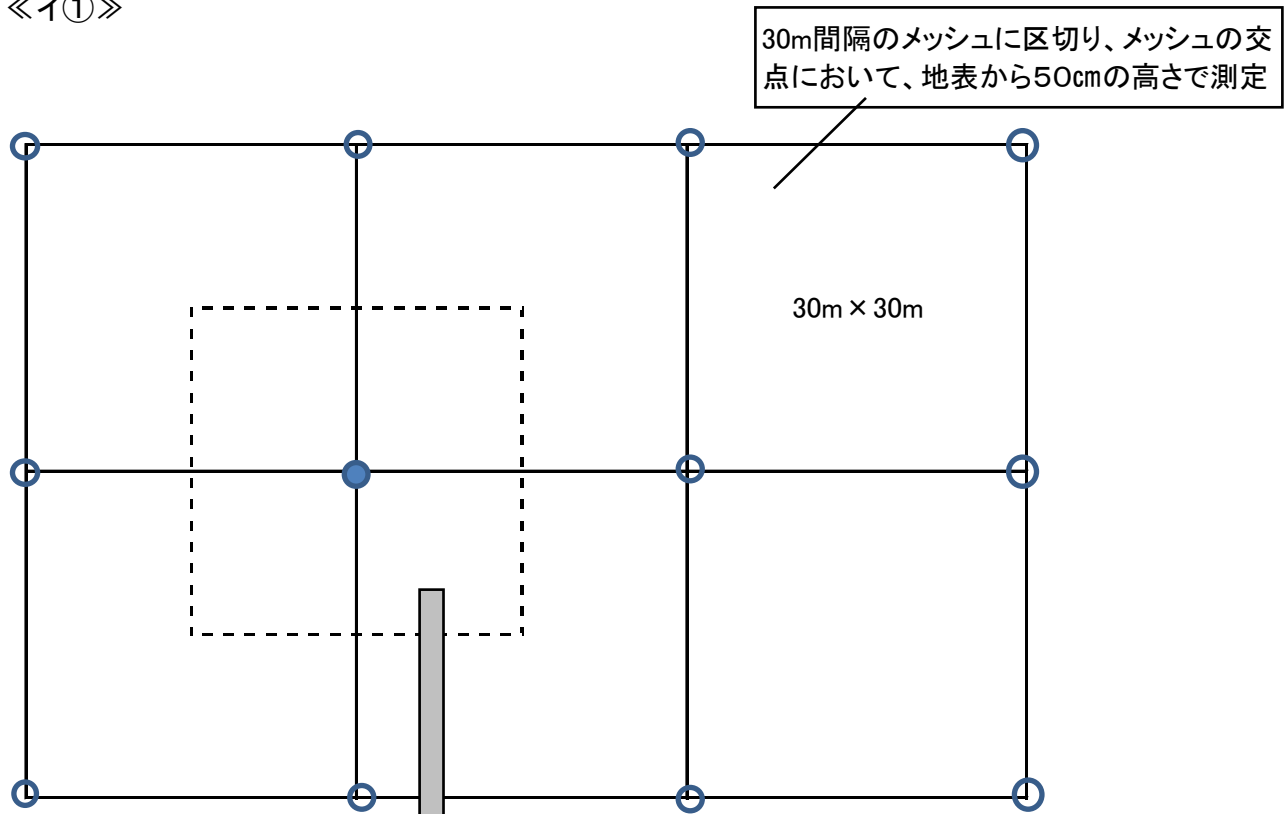
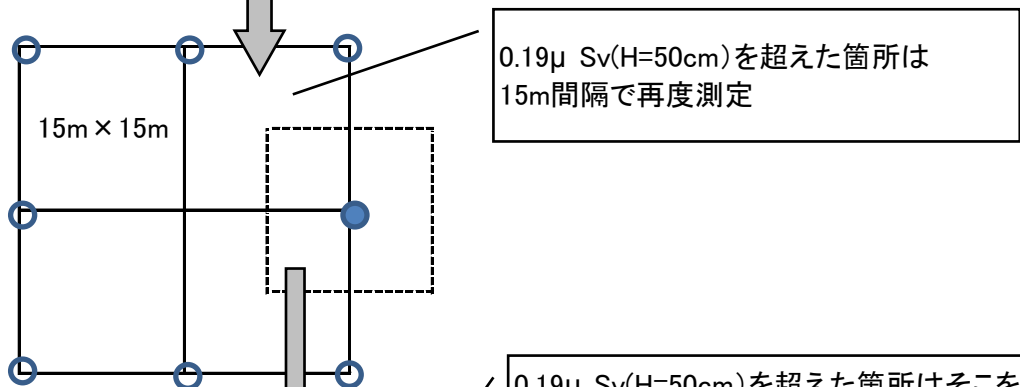


図2

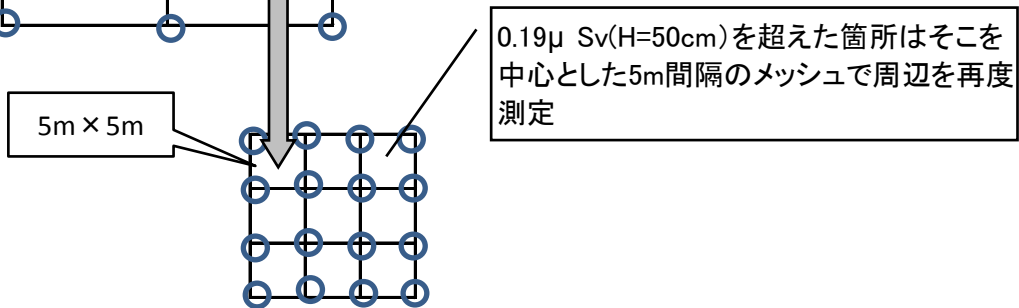
《イ①》



《イ②》



《イ③》



「学校等の除染に向けての放射線量の測定計画」

表1

No.	月	日	曜	時間	場所	グループ	担当課	
1	10	17	月	9:00	三輪野江小学校	ア	教育総務課	
2				13:00	北谷小学校			
3		18	火	9:00	永田公園		ア	道路公園課
4				13:00	上中児童広場			
5				14:00	吉川美南中央公園			
6		19	水	9:00	旧第3保育所	イ	子育て支援課	
7				10:30	第2保育所			
8				13:00	吉川つばさ保育園			
9				15:00	青葉保育園			
10		20	木	9:00	東中学校	イ	教育総務課	
11				13:00	中央中学校			
12		21	金	9:00	市民プール	イ	スポーツ振興課	
13				13:00	中井沼公園		道路公園課	
14		24	月	9:00	南中学校	イ	教育総務課	
15				13:00	中曽根小学校			
16		25	火	9:00	ワカマツ幼稚園	ウ	教育総務課	
17				10:30	吉川幼稚園			
18				13:00	吉川あさひ幼稚園			
19				14:00	茂幼稚園			
20		26	水	9:00	旭小学校	ウ	子育て支援課	
22				13:00	栄小学校			
23		27	木	9:00	関小学校	ウ	子育て支援課	
24				13:00	吉川小学校			
25		28	金	9:00	第一保育所	ウ	子育て支援課	
26				10:30	吉川団地保育園			
27				13:00	育暎保育園			
				15:00	(児童館)			
	31	月			ウ	道路公園課		
	11	1	火	上記以外の公園、児童広場				
		2	水					
	4	金		側溝、水路等		河川下水道課 農政課		
	7	月						
	8	火						
	9	水						
	10	木						
	11	金						

※天候等により日程は前後する場合があります。